

株 主 各 位

## 第20回定時株主総会資料

( 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

### ●事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」

「会社の体制及び方針」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

「株式会社の支配に関する方針」

### ●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

### ●株主総会参考書類

第4号議案「株式移転計画承認の件」のうち、株式移転計画書第6条に定める「本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て」の内容

第20期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）

## 株式会社Q P S 研究所

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

# 会社の新株予約権等に関する事項

## (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

### ① 第1回新株予約権（2018年8月15日取締役会決議）

|                     |                          |                                             |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数             |                          | 317個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                          | 当社普通株式 31,700株                              |
| 新株予約権の払込金額          |                          | 無償                                          |
| 新株予約権の行使価額          |                          | 99円                                         |
| 新株予約権の行使期間          |                          | 2020年8月31日から2028年8月29日まで                    |
| 新株予約権の主な行使の条件       |                          | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | 新株予約権の数 317個<br>目的となる株式数 31,700株<br>保有者数 1名 |
|                     | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                           |
|                     | 取締役<br>（監査等委員）           | —                                           |

### ② 第2回新株予約権（2019年8月15日取締役会決議）

|                     |                          |                                             |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数             |                          | 317個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数  |                          | 当社普通株式 31,700株                              |
| 新株予約権の払込金額          |                          | 無償                                          |
| 新株予約権の行使価額          |                          | 111円                                        |
| 新株予約権の行使期間          |                          | 2021年9月1日から2029年8月30日まで                     |
| 新株予約権の主な行使の条件       |                          | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | 新株予約権の数 317個<br>目的となる株式数 31,700株<br>保有者数 1名 |
|                     | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                           |
|                     | 取締役<br>（監査等委員）           | —                                           |

③ 第4回新株予約権（2020年8月13日取締役会決議）

|                    |                          |                                             |
|--------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数            |                          | 317個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                          | 当社普通株式 31,700株                              |
| 新株予約権の払込金額         |                          | 無償                                          |
| 新株予約権の行使価額         |                          | 119円                                        |
| 新株予約権の行使期間         |                          | 2022年8月29日から2030年8月27日まで                    |
| 新株予約権の主な行使の条件      |                          | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況    | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | 新株予約権の数 317個<br>目的となる株式数 31,700株<br>保有者数 1名 |
|                    | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                           |
|                    | 取締役<br>（監査等委員）           | —                                           |

④ 第5回新株予約権（2021年5月31日取締役会決議）

|                    |                          |                                             |
|--------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数            |                          | 272個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                          | 当社普通株式 27,200株                              |
| 新株予約権の払込金額         |                          | 無償                                          |
| 新株予約権の行使価額         |                          | 121円                                        |
| 新株予約権の行使期間         |                          | 2023年6月2日から2031年5月31日まで                     |
| 新株予約権の主な行使の条件      |                          | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保有状況    | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | —                                           |
|                    | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                           |
|                    | 取締役<br>（監査等委員）           | 新株予約権の数 272個<br>目的となる株式数 27,200株<br>保有者数 1名 |

⑤ 第6回新株予約権（2022年5月26日取締役会決議）

|                             |                          |                                           |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------------------|
| 新株予約権の数                     |                          | 63個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                          | 当社普通株式 6,300株                             |
| 新株予約権の払込金額                  |                          | 無償                                        |
| 新株予約権の行使価額                  |                          | 519円                                      |
| 新株予約権の行使期間                  |                          | 2024年6月1日から2032年5月26日まで                   |
| 新株予約権の主な行使の条件               |                          | (注)                                       |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | —                                         |
|                             | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                         |
|                             | 取締役<br>（監査等委員）           | 新株予約権の数 63個<br>目的となる株式数 6,300株<br>保有者数 1名 |

⑥ 第7回新株予約権（2023年5月26日取締役会決議）

|                             |                          |                                             |
|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 新株予約権の数                     |                          | 253個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                          | 当社普通株式 25,300株                              |
| 新株予約権の払込金額                  |                          | 無償                                          |
| 新株予約権の行使価額                  |                          | 600円                                        |
| 新株予約権の行使期間                  |                          | 2025年6月1日から2033年5月26日まで                     |
| 新株予約権の主な行使の条件               |                          | (注)                                         |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役（監査等委員<br>及び社外取締役を除く） | —                                           |
|                             | 社外取締役<br>（監査等委員を除く）      | —                                           |
|                             | 取締役<br>（監査等委員）           | 新株予約権の数 253個<br>目的となる株式数 25,300株<br>保有者数 1名 |

(注) 主な行使の条件

- (1) 当社が本新株予約権を取得する事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合は、この限りでない。  
当社が本新株予約権を取得することができる事由は次のとおり。

- ① 当社が消滅会社となる吸収合併等の組織再編行為について、必要な当社の株主総会等の承認決議が行われたとき。
  - ② 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、特定の第三者に移転する旨の合意が成立した場合。
  - ③ 当社の株主による株式等売渡請求を当社が承認した場合。
  - ④ 権利者が当社の役員、使用人等の身分を喪失した場合。
  - ⑤ 権利者が禁固以上の刑に処せられる等の事由が発生した場合。
  - ⑥ 権利者が就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合及び役員としての忠実義務等当社に対する義務に違反した場合。
- (2) 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、未行使の本新株予約権を相続するものとする。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況**  
該当事項はありません。

# 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額（百万円） |
|--------------------------------|------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24         |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | —          |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当と認め、これに同意しております。

## (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の選任、解任又は不再任に関しては、監査等委員会規則に基づき監査等委員会の決議によって行います。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けておりますが、会計監査人との間に責任限定契約は締結していません。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、2021年8月31日の取締役会にて「内部統制システムの基本方針」を決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役会が監査等委員会設置会社として当社における内部統制システムの整備に関する方針を定めるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の法令等遵守の徹底に努める。
  - ・社長直属の内部監査人は、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図る。また随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
  - ・法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定めるとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図る。
  - ・監査等委員会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）のその職務執行に係る重要な情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規程を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役又は必要な関係者からの閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク・コンプライアンス規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図る。
  - ・情報セキュリティ管理及び個人情報保護に係る関連規程を制定し、当社の事業活動における機密情報及び個人情報等の情報資産の管理徹底と適切な保護を行い、また、研修及び啓発の実施等を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決定するとともに、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監督等を行う。
  - ・ 取締役及び使用人の効率的な職務執行を可能とするための組織体制を整備するとともに、ITの整備及び利用により、経営意思決定を効率的にできる体制を整備する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補佐する使用人等を要する場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人等として指名することができる。
- ⑥ 第5項の使用人等の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の職務を補佐する使用人等は、監査等委員会に指示された業務の実施に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指示、命令を受けないこととする。
  - ・ 監査等委員会は、その職務を補佐する使用人等の人事異動、人事評価及び懲戒等について事前の同意を得るものとし、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとする。
- ⑦ 第5項の使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の職務を補佐する使用人等は、監査等委員会の指揮命令に従い、職務を遂行する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ・ 常勤の監査等委員は取締役会のほか、重要な会議に出席し、又は稟議書等の重要文書を閲覧する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、又は重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員会に報告する。
  - ・ 必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、その他使用人等から業務の執行状況を聴取する。
  - ・ 内部監査人から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を受ける。

- ⑨ 第8項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・リスク・コンプライアンス規程において、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されている。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
  - ・監査等委員は、職務の執行について生ずる費用については、経理規程等に基づき精算する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査等委員でない取締役、執行役員及び使用人等は、監査等委員会が制定した監査等委員会規則並びに監査等委員監査基準に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。
  - ・監査等委員会は、会計監査人、内部監査人及び顧問弁護士と連携・協力して監査を実施する。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制
  - ・市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社では、内部監査人が監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施することを通じて、内部統制システム全般の運用状況の評価及び改善を実施しております。

### ② リスク管理

当社では、会社に重大な影響を及ぼす恐れのある不測の事態の発生に備え、リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス委員会により業務遂行に係るリスクを把握・評価を行っております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当事業年度においては取締役会を21回開催いたしました。

④ 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員の取締役会への出席及び監査等委員によるマネジメント・ミーティングその他重要な会議への出席及び取締役、使用人からのヒヤリング等を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。

また、監査等委員会は会計監査人、内部監査人など内部統制に係る組織と適宜情報共有を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

(3) **株式会社の支配に関する方針**

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |                    |           |                  |                                   |                  |
|---------------------------------|---------|--------------------|-----------|------------------|-----------------------------------|------------------|
|                                 | 資 本 金   | 新 株 式<br>申 込 証 拠 金 | 資 本 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金                         |                  |
|                                 |         |                    | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | その他利益剰<br>余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 1,939   | －                  | 6,924     | 6,924            | △427                              | △427             |
| 当 期 変 動 額                       |         |                    |           |                  |                                   |                  |
| 新 株 の 発 行                       | 4,168   | 5                  | 4,168     | 4,168            | －                                 | －                |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                 | －       | －                  | －         | －                | △1,848                            | △1,848           |
| 新 株 予 約 権 の 発 行                 | －       | －                  | －         | －                | －                                 | －                |
| 新 株 予 約 権 の 行 使                 | －       | －                  | －         | －                | －                                 | －                |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | －       | －                  | －         | －                | －                                 | －                |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 4,168   | 5                  | 4,168     | 4,168            | △1,848                            | △1,848           |
| 当 期 末 残 高                       | 6,108   | 5                  | 11,093    | 11,093           | △2,275                            | △2,275           |

|                                 | 株 主 資 本        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                                 | 株 主 資 本<br>合 計 | 繰 延 ヘ ッ ジ<br>損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高                       | 8,437          | －                | －                      | －         | 8,437     |
| 当 期 変 動 額                       |                |                  |                        |           |           |
| 新 株 の 発 行                       | 8,342          | －                | －                      | －         | 8,342     |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                 | △1,848         | －                | －                      | －         | △1,848    |
| 新 株 予 約 権 の 発 行                 | －              | －                | －                      | 31        | 31        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使                 | －              | －                | －                      | △31       | △31       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) | －              | △51              | △51                    | －         | △51       |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | 6,493          | △51              | △51                    | －         | 6,441     |
| 当 期 末 残 高                       | 14,931         | △51              | △51                    | －         | 14,879    |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 未成業務支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 貯蔵品

最終仕入原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物、建物附属設備、構築物及び人工衛星については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 3～31年 |
|----|-------|

|     |       |
|-----|-------|
| 構築物 | 2～10年 |
|-----|-------|

|      |      |
|------|------|
| 機械装置 | 7～8年 |
|------|------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
|-----------|-------|

|      |    |
|------|----|
| 人工衛星 | 5年 |
|------|----|

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. 引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては貸倒実績がなく、一般債権については貸倒引当金を計上しておりません。

## 6. 収益及び費用の計上基準

### (1) 衛星画像データの販売

顧客に対して衛星画像を納品することを履行義務として識別しております。顧客が衛星画像を検出したときに資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識する方法によっております。

### (2) 調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託

顧客に対して小型SAR衛星に関する実証研究の成果物及び人工衛星試作品の提供を履行義務として識別しております。当該契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足される場合は、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しており、進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。

ただし、少額もしくはごく短期の調査等については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生した費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の適用要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…衛星打上費用等の外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

**(会計上の見積りに関する注記)**

一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり履行義務が充足される契約に係る収益認識 1,443百万円

(2) 計算書類の理解に資するその他の情報

① 算出方法

調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託に関する売上高は、当事業年度末までの進捗部分について履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合（インプット法）により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しており、履行義務の結果を合理的に測定できない場合は、累積実際発生原価の範囲でのみ収益認識を行っております。

② 主要な仮定

原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出していますが、調査研究業務契約及び人工衛星試作業務契約は個別性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、調査研究業務及び人工衛星試作業務完了までの原価総額の見積りについては、調査研究及び人工衛星試作の進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、調査研究業務契約及び人工衛星試作業務契約の変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**(表示方法の変更に関する注記)**

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払保証料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「支払保証料」は9百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額556百万円
2. コミット型シンジケートローン
- 当社は2023年10月24日付で、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミット型シンジケートローン契約を締結しています。本契約に付されている財務制限条項については次のとおりです。
- a. 2024年5月期以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること。
- b. 2024年5月期以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される数値を基に算出されるD/Eレシオ（計算式：有利子負債÷純資産合計）を1.0以下に維持すること。なお、本契約において「有利子負債」とは、短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還予定社債（割引債及び新株予約権付社債を含むがこれに限らない。）、長期借入金、社債（割引債及び新株予約権付社債を含むがこれに限らない。）、受取手形割引高等をいう。
- c. 2024年5月期以降の各事業年度末日における貸借対照表に記載される現預金の合計金額を10億円以上に維持すること。

当事業年度末における総コミット金額に係る借入実行状況は次のとおりです。

|         |          |
|---------|----------|
| 総コミット金額 | 5,000百万円 |
| 借入実行残高  | 5,000百万円 |
| 借入未実行残高 | －        |

(損益計算書に関する注記)

減損損失  
当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

| 場 所 | 用 途   | 種 類  | 減損損失（百万円） |
|-----|-------|------|-----------|
| 宇 宙 | 事業用資産 | 人工衛星 | 1,636     |

当社は、地球観測衛星データ事業の単一事業であることから、全社一体としてグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない資産などは、個別の資産グループとして、取り扱っております。

当事業年度において、人工衛星5号機について、通信系において確認された不具合により使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が認められたため、将来の回収可能性を検討しました。その結果、帳簿価額について回収が見込めないことから、回収可能価額まで帳簿価額を減額しました。なお、減損損失の測定において回収可能価額は、人工衛星5号機の今後の安定的なサービス運用が困難であると判断されることから、使用価値を零として算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発 行 済 株 式 | 期首株式数 (株)  | 増加株式数 (株)  | 減少株式数 (株) | 期末株式数 (株)  |
|-----------|------------|------------|-----------|------------|
| 普 通 株 式   | 36,337,800 | 11,223,200 | －         | 47,561,000 |

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加11,223,200株によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 内 訳                               | 目的となる株式の種類 | 目 的 と な る 株 式 の 数 ( 株 ) |           |           |     | 期末残高<br>(百万円) |
|-----------------------------------|------------|-------------------------|-----------|-----------|-----|---------------|
|                                   |            | 期 首                     | 増 加       | 減 少       | 期 末 |               |
| ストック・オプションとしての<br>第 1 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 2 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 3 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 4 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 5 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 6 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| ストック・オプションとしての<br>第 7 回 新 株 予 約 権 | —          | —                       | —         | —         | —   | —             |
| 第 8 回 新 株 予 約 権                   | 普通株式       | —                       | 9,280,000 | 9,280,000 | —   | —             |
| 合計                                | —          | —                       | 9,280,000 | 9,280,000 | —   | —             |

(注) 増加の株数は新規発行によるものであり、減少の株数は権利行使による消滅であります。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金             | 1,233百万円  |
| 貸倒引当金                 | 227百万円    |
| 減価償却超過額               | 7百万円      |
| 減損損失                  | 426百万円    |
| その他                   | 41百万円     |
| 繰延税金資産小計              | 1,935百万円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △1,233百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △702百万円   |
| 評価性引当額小計              | △1,935百万円 |
| 繰延税金資産合計              | —         |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金計画に照らし、必要な資金を主に株式の発行及び銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金 は運転資金の調達によるものであり、金利変動リスク及び資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、衛星打上費用など一部の高額な外貨建て取引の為替変動のリスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記「7. ヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を、高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

衛星打上費用など一部の高額な外貨建て取引の為替変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権全額が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|             | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-------------|-------------------|----------|----------|
| 破産更生債権等     | 787               |          |          |
| 貸倒引当金 (※ 2) | △787              |          |          |
|             | —                 | —        | —        |
| 資産計         | —                 | —        | —        |
| 長期借入金       | 5,300             | 5,279    | △20      |
| 負債計         | 5,300             | 5,279    | △20      |

※ 1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

|         | 時価（百万円） |       |      |       |
|---------|---------|-------|------|-------|
|         | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 破産更生債権等 | －       | －     | －    | －     |
| 資産計     | －       | －     | －    | －     |
| 長期借入金   | －       | 5,279 | －    | 5,279 |
| 負債計     | －       | 5,279 | －    | 5,279 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額により算定しており、観察できないインプットである貸倒見積高等による影響があるため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 種類     | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引内容        | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|--------|------------|-------------------|-----------|-------------|-----------|----|-----------|
| 主要株主役員 | 大西 俊輔      | (被所有)直接 8.42      | 当社代表取締役   | 株式の担保提供 (注) | —         | —  | —         |

(注) 当社の取引先と衛星試作業務契約を締結しており、2024年3月に当該取引に対する前受金として1,600百万円を受領し、当該契約負債に対して同氏所有の当社株式の担保提供を受けております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                       | 地球観測衛星データ事業 (百万円) |
|-----------------------|-------------------|
| 一時点で移転される財又はサービス      | 1,238             |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 1,443             |
| 顧客との契約から生じる収益         | 2,681             |
| その他の収益                | —                 |
| 外部顧客への売上高             | 2,681             |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記「6. 収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

|               | 期首残高 (百万円) | 期末残高 (百万円) |
|---------------|------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 1,696      | 5          |
| 契約資産          | 6          | 26         |
| 契約負債          | 1,829      | 695        |

契約資産は主に、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は顧客の検収完了に従い売上債権へ振り替えられます。

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

契約負債は受注契約における顧客からの前受対価であり、契約に基づき履行した時点で収益に振り替えられます。

契約負債の増減は、主として前受金の受取（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,133百万円であります。

なお、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、調査研究業務及び人工衛星試作業務の受託に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

|         | 当事業年度（百万円） |
|---------|------------|
| 1年以内    | 2,005      |
| 1年超2年以内 | 1,524      |
| 2年超     | 2,861      |
| 合計      | 6,392      |

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 312.75円 |
| 1株当たり当期純損失 | 47.53円  |

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年7月11日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行する方針を決議し、2025年8月26日開催予定の定時株主総会における承認決議等の所定の手続きを経た上で、2025年12月1日（予定）を期日として、当社の単独株式移転により、当社の持株会社である株式会社QPSホールディングスを設立することを決議しました。

### 1 本株式移転の目的

当社は、「宇宙の可能性を広げ、人類の発展に貢献する」というパーパス（レゾナデートル）の下、将来的に36機の小型SAR衛星によるコンステレーションを構築することで、地球上のほぼどこでも任意の地点を平均10分以内で観測できる、又は特定の地域を選んで平均10分ごとに定点観測できる世界の実現を目指しております。

一方で宇宙業界では、宇宙安全保障の確保、災害対策・国土強靱化への貢献、宇宙科学・探査による新たな知の創造及び宇宙を推進力とする経済成長とイノベーションの実現へ向けた我が国における宇宙開発の機運は、これまでになく高まりを見せています。

当社は、2025年3月15日にQPS-SAR9号機「スサノオ-I」、2025年5月17日にQPS-SAR10号機「ワダツミ-I」、2025年6月12日にQPS-SAR11号機「ヤマツミ-I」と数か月の間に3機の打上げに成功しており、小型衛星コンステレーション構築に向けて量産体制を整えているところです。

このような環境下、中長期的な視点でリスクに対処し持続的な成長を実現するため、持株会社体制への移行が最適と判断し、実行することとしました。持株会社体制への移行により、SAR衛星事業モデルを中核に据えた最適グループ化、意思決定の迅速化による競争力確保、外資規制リスクへの対処が実現できるものと考えております。

### 2 持株会社体制への移行手順

2025年12月1日を効力発生日とする本株式移転により、持株会社を設立することで、当社は持株会社の完全子会社になります。

本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社となるため、2025年11月27日に株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）グロース市場を上場廃止となる予定であります。なお、当社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

当社は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様は新たに交付される持株会社の株式につきましては、東京証券取引所グロース市場への新規上場（テクニカル上場）の申請を予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、本株式移転効力発生日である2025年12月1日を予定しております。

### 3 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

#### ① 本株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転です。

#### ② 本株式移転に係る割当ての内容

| 会社名    | 株式会社QPSホールディングス<br>(株式移転設立完全親会社) | 株式会社QPS研究所<br>(株式移転完全子会社) |
|--------|----------------------------------|---------------------------|
| 株式移転比率 | 1                                | 1                         |

##### イ 株式移転比率

本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

##### ロ 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

#### ハ 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 47,561,000株（予定）

上記新株式数は、当社の発行済株式総数47,561,000株（2025年5月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

#### ③ 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している各新株予約権については、当社新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当社新株予約権に代えて同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権が交付され、割り当てられます。なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

#### ④ 本株式移転の日程

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| 定時株主総会基準日        | 2025年 5月31日（土）     |
| 株式移転計画承認取締役会     | 2025年 7月11日（金）     |
| 株式移転計画承認定時株主総会   | 2025年 8月26日（火）（予定） |
| 当社株式上場廃止日        | 2025年11月27日（木）（予定） |
| 持株会社設立登記日（効力発生日） | 2025年12月 1日（月）（予定） |
| 持株会社上場日          | 2025年12月 1日（月）（予定） |

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

#### 4 株式移転に係る割当の内容の算定根拠

##### ① 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社の単独株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、持株会社の株式はすべて本株式移転の効力発生直前の当社の株主の皆様のみに割り当てられることになります。

株主の皆様が不利益を与えないことを第一義として、本株式移転の効力発生直前の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

##### ② 第三者算定機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記①の理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

##### ③ 持株会社の上場申請に関する事項

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所グロース市場に上場申請する予定であり、上場日は2025年12月1日（月）を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、2025年11月27日（木）に上場廃止となる予定です。なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため変更される可能性があります。

#### 5 本株式移転後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

|     |        |                        |
|-----|--------|------------------------|
| (1) | 商号     | 株式会社QPSホールディングス        |
| (2) | 本店の所在地 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目15番35号   |
| (3) | 代表者の氏名 | 代表取締役社長 CEO 大西 俊輔      |
| (4) | 資本金の額  | 1 億円                   |
| (5) | 純資産の額  | 未定                     |
| (6) | 総資産の額  | 未定                     |
| (7) | 事業の内容  | グループ会社の経営管理及びこれに付随する業務 |

#### 6 本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

#### (その他の注記)

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

以 上

## 株式会社 QPS 研究所第 1 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 1 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき金 99 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものと

し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第

209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日) の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{c} \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前}}{\text{時価}} \\ \text{調整後} \quad \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後 2 年を経過した日から 2028 年 8 月 29 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第 7 項第(4)号の規定は適用されないものとする。

## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3 第 1 項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開

始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加す

る資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

### (8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

## 13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用

されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 1 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 1 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権は無償で発行する。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき金 99 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を

発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌

日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額} \\ \text{既発行株式数} + \frac{\text{調整後}}{\text{調整前}} \times \frac{\text{行使価額}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{時価}}{\text{行使価額}} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

##### 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2028 年 8 月 29 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。
- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第 7 項第(5)号の規定は適用されないものとする。

## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合

- ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

### (8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

## 13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS 研究所第 2 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 2 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2019 年 8 月 31 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 111 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その所有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる所有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌

日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
  - (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
  - (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
  - (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2021年9月1日から2029年8月30日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。

## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主

総会)の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 2 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 2 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2025 年 12 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 111 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2029 年 8 月 30 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

#### 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

#### 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

#### 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS 研究所第 4 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 4 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2020 年 8 月 28 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 119 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌

日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年8月29日から2030年8月27日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(4)号の規定は適用されないものとする。

## 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

### (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主

総会)の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 3 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 3 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2025 年 12 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 119 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{rcl} & \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} & \\ \text{調整後} & \text{既発行株式数} + \frac{\quad}{\quad} & \\ \text{行使価額} & = \text{調整前} \text{行使価額} \times \frac{\quad}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} & \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2030 年 8 月 27 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

#### 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

#### 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

#### 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS 研究所第 5 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 5 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2021 年 6 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 121 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年6月2日から2031年5月31日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 4 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 4 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2025 年 12 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 121 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2031 年 5 月 31 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相 続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以 上

## 株式会社 QPS 研究所第 6 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 6 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2022 年 5 月 31 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 519 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2024年6月1日から2032年5月26日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第7項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は1回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 5 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 5 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2025 年 12 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 519 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後 行使価額} = \frac{\text{調整前 行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1 株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式 1 株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2032 年 5 月 26 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

## 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

## 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

## 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以上

## 株式会社 QPS 研究所第 7 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS 研究所第 7 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2023 年 5 月 31 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 600 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 6 月 1 日から 2033 年 5 月 26 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

#### 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

#### 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

#### 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以上

## 株式会社 QPS ホールディングス第 6 回新株予約権の内容

### 1. 本新株予約権の名称

株式会社 QPS ホールディングス第 6 回新株予約権

### 2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、当社普通株式 100 株とする。但し、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行う。
- (3) 本項の定めに基づき本新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

### 3. 本新株予約権の払込金額及び割当日

本新株予約権は無償で発行する。

本新株予約権の割当日は 2025 年 12 月 1 日とする。

### 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき 金 600 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

- (1) 当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については第 2 項第(1)号の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (2) 当社が、(i)時価を下回る 1 株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、株式交付及び会社分割に伴うものを除く。）、又は(ii)時価を下回る 1 株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等の発行又は処分（無償割当てによる場合を含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。

「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（普通株式の交付を受けることのできる取得請求権の付された種類株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。

「取得価額」とは、普通株式 1 株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

なお、本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後 45 取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ \text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \end{array}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ① 「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済普通株式総数（当社が保有するものを除く。）及び発行済の潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の目的たる普通株式数を合計した数を意味するものとする（但し、当該調整事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。
  - ② 当社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
  - ③ 当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
- (3) 本項第(2)号の(ii)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (4) 当社が合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。
- (5) 当社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項第(2)号に基づく調整は行われないものとする。
- (6) 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 5. 本新株予約権を行使することができる期間

2025 年 12 月 1 日から 2033 年 5 月 26 日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 6. 本新株予約権の行使の条件等

### (1) 行使条件

- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について第 7 項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- ③ 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 相続

- ① 権利者が死亡した場合には、権利者の相続人は、本新株予約権の内容に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。但し、相続は 1 回に限るものとし、権利者の相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合には、本新株予約権は行使できなくなるものとする。なお、相続については以下の定め及び権利者が本新株予約権に関して当社と締結した契約に定める条件に従う。
  - 1) 本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により当社に対して次の各事項を届け出なければならない。
    - (a) 相続開始の年月日
    - (b) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
    - (c) 権利承継者の氏名及び住所
    - (d) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
    - (e) 上記(a)乃至(d)のほか、当社の定める事項
  - 2) 1)に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他当社が指定する書類を添付しなければならない。
  - 3) 権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
  - 4) 権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し当社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
  - 5) 権利行使期間中に上記 1)(a)乃至(e)の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書

面により速やかに変更内容を当社に届け出なければならない。

- ② 本第(2)号を除く本新株予約権の内容の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には第7項第(5)号の規定は適用されないものとする。

#### 7. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定））が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合（株式交付による場合を除く。）には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 当社の株主による株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。）を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ① 当社又は当社の子会社（会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。）の取締役又は監査役
  - ② 当社又は子会社の使用人
  - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得する

ことができる。

- ① 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
  - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
  - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
  - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
  - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
  - ⑧ 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
  - ⑨ 権利者が本新株予約権の内容又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第 273 条第 2 項又は第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

## 8. 行使手続

本新株予約権を行使する者は、当社の指定する請求書を当社に提出し、且つ行使価額の全額を支払わなければならない。

#### 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の承認を受けなければならない。

#### 10. 新株予約権証券

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

#### 11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 12. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 1 項に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第 4 項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のう

ちいずれか遅い日から、第 5 項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権の行使により権利者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 権利者への適用関係等

権利者が個人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上法人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。権利者が法人の場合、本新株予約権の内容中、その性質上個人にのみ適用されるべき条項は、適用されないものとする。

以上